

## 第1章 総則

### 1. 基本理念

この「新型コロナウイルス感染対策指針」は、日本卓球協会、新日本スポーツ連盟感染症対策本部のガイドライン、神奈川県卓球協会のガイドラインおよび各体育施設の使用制限に定める規則を参考として、行政機関の方針に反しないことを前提に「神奈川卓球協議会」独自の規則として定めるものである。ただし、この指針と上部組織および団体や使用する体育施設のルール等が競合もしくは乖離している場合は、この指針よりそちらの方を優先するものとする。

### 2. 当協議会の考え方

当協議会が企画する大会は、選手およびスタッフを合わせると200人以上にも及び、一堂に会した選手は、ほぼ密閉状況にある体育館の中で息切れするほどの運動を行うことが多い。もちろん、全員が健康体であろうことは疑わないが、万一、新型コロナウイルス感染者が紛れ込んでいる可能性も否定できない。当然ながら、感染者の発生の際には、施設への多大な迷惑をかけるばかりでなく、数カ月にわたり、当協議会が主催する大会自体の開催の自粛も余儀なくなり、謹慎しなければならない。主催者として、万一のクラスター発生に備え、万全を期した対策の下での開催が求められることはいうまでもなく、大会開催への責任を自覚し、揺るぎない心構えで臨まなければならない。

### 3. 大会開催の基準

大会期日の状況を予測し、大会を開催しても、社会的通念として違和感を持たれないこと、加えて本指針に則した大会開催上の対策が整っていることを前提とする。なお、運用に関する共用事項については、細則を参照する。

## 第2章 大会開催の対策

1. 神奈川県知事および開催地の感染防止方針に準拠して開催する。
2. 大会開催の可否については、運営委員会の承認を得た上で、競技内容については、その時の開催地域、会場、運営体制ほか、諸条件を鑑み、開催時間（例：開始・終了時刻、午前・午後の分割ほか）、参加人数を含め、競技委員長が起案し、競技部で確認を得るものとする。
3. 会場への来場者は、前項に基づき、競技委員長が起案し、競技部の確認を得るものとする。ただし、選手以外に来場者を不可とする場合でも、中学生以下の選手または競技委員長が必要と認めた者については、1名の選手につき1名以内のコーチまたは保護者を可とする。
4. 選手および来場者について、必要に応じ、県外者等の移動を制限した施策を講じることがある。
5. 選手及び来場者は、マスクの着用を始め、持参品などについて、事前に案内する対応事項に同意し、当日、チェックシートの提出を義務づけるものとする。

附則 この指針は、2021年8月1日から適用する。

万一、改定すべき事項が生じた場合は、運営委員会の承認に基づき行う。

# 神奈川県卓球協議会 新型コロナウイルス感染対策細則

2021年8月1日 制定

本細則は、神奈川県卓球協議会が主催する各大会において、別途、当協議会が定める指針に基づき、大会を開催する上での実務を遂行するためのものである。

## 1. 序文

本細則は、各地域および会場、競技種目などに基づき、当協議会全体および各大会の状況に合わせて策定される。状況の変化により、随時、改訂を行う。各大会の具体的な対応・対策は、別途マニュアルにより実行するものとする。

## 2. 事前の対応・対策

各大会の開催に向け、各担当の部門は以下の対応を行う。

### (1) 総務部

- ① 指針、マニュアルほか既定の整備
- ② 大会時の提出書式の整備
- ③ 新型コロナウイルス感染防止対策のための用具・備品（注意喚起の掲示物含む）の準備
- ④ 行政機関、大会会場、保健所ほか、必要な連絡先のリストのメンテナンス

### (2) 審判部

- ① 通常通り

### (3) 財務部

- ① 必要備品購入時の支払い

### (4) 各大会競技部

- ① 要項作成において、以下を記載
  - ・ 感染拡大防止のため、参加者が順守すべき事項を明確にし、守れない場合は参加取消、中途退場を求める。
  - ・ 当協議会および当該大会においては、可能な限りの新型コロナウイルス感染防止対策は施しているが、その中においても感染の危険性があることを理解した上での参加を求める。

## 3. 開催時の対応・対策

### (1) 全大会共通

- ① 卓球台の間隔については、各大会により定める
- ② 大会準備（台出し、コート、受付、本部ほか。机の置き方などについても会場ごとに適宜調整）について、各大会で適正な人数と配置を行う。
- ③ 各大会において、予め有事の際の体制を構築し、競技委員長に一極集中したり、通報者からの連絡がつかないという事態を回避するため、大会要項に記載するほか、当日の来場者に向けて、「感染またはその疑いがある時の連絡先」を、複数名、明確に周知しておく。
- ④ 大会会場などの施設内で体調不良者が発生した場合、その後の大会継続を含めた施設利用について、大会関係者で協議の上、競技委員長が中止の要否の判断を行う（本項は新型コロナウイルス感染に限らず、何らかの不測の事態については同様に適用するものとする）。

- ⑤ 選手だけでなく、会場への入場者に対して、大会後 14 日間以内に感染（その疑いがある場合を含む）した場合、速やかに大会要項ほかで告知する連絡先に対して、必要事項を報告する旨を事前に周知する。

## (2) 各大会

- ① 別途、共有マスターおよびマニュアルを参照。
- ② 各大会については、指針および前項に基づき対応・対策を行うが、当協議会としてのアウトラインは以下の通りとする。
  - ・ 会場内での注意事項および厳守事項等について、大会開始前に周知徹底する。
  - ・ 入館から退館するまでを通し、可能な限り一人ひとりが 2m 以上の距離を保つための工夫を講じる。
  - ・ 受付および本部での手続きは、極力簡素化を図り、会話、物品の授受などは最小限に留め、時間の短縮に努める。
  - ・ 常に、必要不可欠以外の発声は控え、選手の競技中以外は、全て口と鼻をしっかりと覆うマスクを常用とする。
  - ・ 換気は会場の状況に合わせて行うこととし、密閉を回避することに努める。

## 4. 有事の際の対応・対策

- (1) 大会後 14 日間以内に、感染（その疑いがある場合を含む）した場合、別途定めるフローに従って対応する。連絡を受けた運営委員は、速やかに運営委員長に連絡し、運営委員長は「感染防止対策本部」を立ち上げ、本部長の任に就く。
- (2) 「感染防止対策本部」の構成メンバーと役割は以下の通りとする。
  - ① 本部長
    - ・ 全体統括
  - ② 当該大会の競技委員長および競技委員
    - ・ 当該者とのやり取り（フォロー含む）
    - ・ 大会会場、開催地域行政機関、保健所など必要な箇所への連絡と、指示
    - ・ 受けての対応
    - ・ 大会参加者への連絡
  - ③ 総務部
    - ・ 上部組織への連絡などの対応
    - ・ 当該大会の競技委員長および競技委員の支援（必要に応じて代行）
    - ・ 全体状況把握・整理と各担当業務の進捗状況確認（必要に応じて指示）
  - ④ 執行委員
    - ・ 各署の補佐
  - ⑤ その他、本部長から指名された者
    - ・ 必要に応じて、指名・依頼し、本部長の指示に従って業務を遂行
- (3) 「感染防止対策本部」の解散は以下の場合とする。
  - ① 新型コロナウイルスに感染していないことが判明した時。
  - ② 当該者の完治が明らかになり、各種の手続きが完了した時。
  - ③ 一通り、主催者としての責務を全うし、さらに施すべき施策がないと判断された時。

附則 この細則は、2021 年 8 月 1 日から適用する。

万一、改定すべき事項が生じた場合は、運営委員会の承認に基づき行う。